

令和8年度佐賀県医療機関等における賃上げ・物価上昇対応給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従業者の処遇の改善及び医療機関等における経営の改善に繋げるため、予算の範囲内において給付金を交付することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。給付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）及び佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）並びにこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この給付金の交付対象となる者（以下「給付事業者」という。）は、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（令和8年2月26日医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。

なお、給付金毎の対象施設は、次の各号のとおりとする。

(1) 賃上げ対応給付金

ア 有床診療所（医科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションのうち、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ている施設

イ 薬局のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ
の診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設とする。

（※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（※2）「令和8年度佐賀県医療機関等における賃上げ対応給付金 実績報告書」（様式第2号）において、令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。

また、本給付金の対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- ① 対象医療機関等の管理者
- ② 対象医療機関等を開設する法人の理事長
対象医療機関等を運営する個人事業主
- ③ 薬局の開設者

(2) 物価上昇対応給付金

有床診療所（医科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局

ただし、令和7年度佐賀県医療機関等における物価上昇対応給付金を受けた医療機関等は対象外とする。

2 給付事業者は、第1項の規定にかかわらず、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 給付事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(給付金額)

第3条 給付金額は、給付事業者の施設区分ごとに、それぞれ別表に示すとおりとする。

(賃上げ対応給付金に係る賃金改善の内容)

第4条 原則として、本給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

また、令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本給付金を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

2 前項の賃金改善を行う上で、次の各号に掲げる内容に留意すること。

(1) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

(2) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

(3) 本給付金により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本給付金による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

(4) なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（給付金の交付申請及び実績報告）

第5条 規則第3条第1項に規定する給付金の交付に係る申請書及び規則第15条に規定する給付金交付請求書（以下「交付申請書等」という。）は、様式第1号のとおりとし、給付金の交付を申請しようとする者は、交付申請書等を知事に提出しなければならない。

なお、物価上昇対応給付金において、規則第12条第1項に規定する実績報告書は、交付申請書等と兼ねることとする。

2 第1項に規定する交付申請書等の提出期限は、令和8年5月31日までとし、その提出部数は1部とする。

3 知事は、第1項に規定する交付申請書等の提出があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、給付金の交付を決定し、その旨を交付申請者へ通知するものとする。

4 前項に規定する交付申請書等が到達してから交付決定通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

5 賃上げ対応給付金において、規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第2号のとおりとし、給付事業者は、令和8年6月8日から同年7月24日までに様式第2号を知事に提出しなければならない。

（給付金の交付条件）

第6条 規則第5条の規定により、給付金の交付に付する条件は、第3条に規定する給付要件のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 給付事業に要する経費の配分の変更又は給付事業の内容変更（いずれも軽微な変更を除く。）

をする場合においては、知事の承認を受けること。

- (3) 給付事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 給付事業が予定の期間内に完了しない場合又は給付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 給付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、額の確定の日（給付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

(給付金の交付)

第7条 この給付金は、概算払で交付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づく請求を受けた場合において、適当と認めるときは、給付金を交付する。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、給付事業者が、給付金を他の用途に使用し、給付金の交付決定内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 知事は、給付事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

(給付金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、給付事業者へ交付すべき額を超える給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が次の各号に該当する場合、支給を行った給付金の返還を求める。
 - (1) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本給付金の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合、知事は、給付金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。
 - (2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合、知事は、給付金の全部の返還を求める。
 - (3) 賃上げ対応給付金では、賃上げに必要な経費を予め給付事業者に補助したうえで、給付事業者がこれを活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、同年6月1日からベースアップを実施したことを確認した結果、給付金の全部又は一部が賃金改善に充てられていなかった場合、知事は、給付金の全部又は一部を減額して給付額を確定し、減額分の

返還を求める。

具体的には、給付事業者は、第5条第5項に規定する実績報告を行い、知事は、給付額の全部が賃金改善に充てられていることを確認する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日から適用する。

(別表)

施設区分	給付額
【賃上げ対応給付金】	
有床診療所（3床以上）	72千円／床
有床診療所（2床以下）・無床診療所	150千円／施設
訪問看護ステーション	228千円／施設
薬局（5店舗以下）	145千円／店舗
薬局（6店舗以上19店舗以下）	105千円／店舗
薬局（20店舗以上）	70千円／店舗
【物価上昇対応給付金】	
有床診療所（14床以上）	13千円／床
有床診療所（13床以下）・無床診療所	170千円／施設
薬局（5店舗以下）	85千円／店舗
薬局（6店舗以上19店舗以下）	75千円／店舗
薬局（20店舗以上）	50千円／店舗
※有床診療所の病床数は、医療法第27条の使用許可を受けた令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和7年度佐賀県病床数適正化支援事業費給付金により同年8月2日以降に削減した病床数があれば、当該病床数を除くこと。	
※薬局の店舗数は、所属する同一グループ内の保険薬局の数（厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書又は特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数）とする。	